



厚生労働省岩手労働局発表  
令和2年8月25日(火)

【照会先】  
岩手労働局労働基準部賃金室  
室長 松田 有司  
室長補佐 境澤 淳  
電話 019-604-3008

報道関係者 各位

## 岩手県最低賃金が793円（時間額）に改正されます。

（令和2年10月3日に改正発効）

岩手労働局長（おじか まさや小鹿 昌也）は、令和2年9月3日（木）、岩手県最低賃金を793円（時間額）に改正することを官報に公示し、改正岩手県最低賃金は、令和2年10月3日（土）に発効することになります。

<備考>

[適用対象労働者]

全ての事業主は、その雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

[対象となる賃金]

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

[岩手県最低賃金と特定(産業別)最低賃金]

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「特定(産業別)最低賃金」が設定されており、特定(産業別)最低賃金については、現在、岩手地方最低賃金審議会において改正に向けた調査・審議が行われております。